

市民後見人養成講座

市民後見人は、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)ではない一般市民の方が家庭裁判所の選任を受け、判断能力が十分でない方の金銭管理や介護・福祉サービスを利用するための支援を行い、ご本人に寄り添い、権利を守る活動をする人です。

本講座では、成年後見制度の基礎や後見人としての知識・技術・倫理を学びます。

誰もが安心して暮らすことができる地域をめざして、認知症や障害などにより判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」が各地域で活動しています。東大和市でも市民後見人養成講座を無料で開催します。

参加費無料

基調講演・説明会

(1)基調講演「市民のための成年後見制度」

日時・会場 令和8年8月28日(金)午後1時30分～4時30分

東大和市社会福祉協議会 会議室

講師 成年後見センター・リーガルサポート東京支部会員 司法書士

(2)養成講座説明会

対象

東大和市内にお住まいの20歳以上75歳未満の方で、市内で活動できる方
養成講座のカリキュラム(裏面)をご確認いただき、全講座ご出席可能な方

市民後見人になるには・・・

①基調講演・
説明会

②前期
講座

③後期
講座

④実地
※活動

⑤市民後見人
として活動!

※実地活動については地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての活動となり、本会との雇用契約が必要となります。

申込方法

8月21日(金)までに電話または申込みフォームからお申し込みください。

本講座を終了するには、全カリキュラム(裏面)の受講が必要になります。

また、武蔵村山市と共同開催のため、武蔵村山市での開催日がありますので、ご注意ください。

詳しくは裏面をご覧ください。



お申込み

東大和市社会福祉協議会

ふくし権利擁護センターあんしん東大和

〒207-0015 東大和市中心3-912-3

電話：042-590-0018

メール：otoiawase@higashiyamatoshakyou.or.jp



申込みはこちらから

令和8年度市民後見人養成講座カリキュラム

オリエンテーション・基調講座		会場：東大和市社会福祉協議会会議室
日時	時間	内容
8/28 (金)	①13:30～15:30	市民後見人概論『市民のための成年後見制度』
	②15:45～16:30	オリエンテーション『市民後見人養成講座とは』
前期 基礎講座 ※武蔵村山市社会福祉協議会との共同開催		会場：武蔵村山市民総合センター 3階集会室
日時	時間	内容
9/2 (水)	13:30～13:40	オリエンテーション
	③13:45～15:30	認知症の理解
	④15:40～16:30	介護保険制度の概要
	⑤16:40～17:00	意見交換
9/18 (金)	⑥13:30～15:30	知的障害・精神障害の理解
	⑦15:40～16:30	障害福祉サービスの概要
	⑧16:40～17:00	意見交換
10/2 (金)	⑨13:30～15:30	成年後見制度概論
	⑩15:40～16:30	日常生活自立支援事業について
	⑪16:40～17:00	意見交換
		会場：東大和市南街市民センター 2階学習室
10/16 (金)	⑫13:30～15:30	市民後見人として知っておくべき法律知識 (家族法・財産法・消費者被害への対応等)
	⑬15:30～16:00	法テラスについて
	⑭16:00～16:30	意見交換
10/30 (金)	⑮13:30～15:30	意思決定支援と身上保護について
	⑯15:30～16:30	現役市民後見人による実践報告
	⑰16:30～17:00	後期の受講について
後期 ※東大和市社会福祉協議会の単独開催		会場：東大和市社会福祉協議会会議室
日時	時間	内容
11/6 (金)	13:30～13:45	オリエンテーション
	⑱13:45～14:30	東大和市との連携 ①地域福祉課高齢者支援係
	⑲14:30～15:15	東大和市との連携 ②障害福祉課
	⑳15:30～16:30	東大和市との連携 ③生活福祉課
	㉑16:30～17:00	地域での連携 ①民生委員
11/20(金)	㉒13:30～14:15	地域での連携 ②社協、高齢者ほっと支援センター事業説明
	㉓14:15～15:15	地域での連携 ③未定
	㉔15:30～16:30	地域での連携 ④未定
	㉕16:30～17:00	意見交換
11/27(金)	㉖13:30～14:30	市内の権利擁護支援と中核機関の取組
	㉗14:45～15:30	支援員活動と市民後見人選任の流れについて
	㉘15:30～16:30	グループワーク・修了証授与

※講師は弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、現任市民後見人、市・福祉施設の職員等を予定しています。

※カリキュラムは予告なく変更される場合があります。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、判断能力が不十分な方へ定期訪問し、福祉サービス利用援助、郵便物の確認、日常的な金銭管理等を行うサービスです。市民後見人として活動する場合、本研修終了後、同事業の生活支援員に登録（本会と雇用契約）し、実務を経験していただく必要があります。